

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月22日(月)午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 羽生市農業委員会が保有する死者情報の開示請求に関する
取扱規程について
議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する
規程の一部を改正する規程について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岡田隆史
係長 清水信吾
主事 石川諒太 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	2番 小林容彰委員、5番 平井紘一委員のご両人をお願い
	なお、本委員会への欠席通知は、飯塚輝雄委員、森下推進委員より
	出されております。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題といたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の	
調査結果報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	受付番号150号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約50mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	あり、本案件については問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が
	ないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に
	該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると
	考えま。
	受付番号151号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約2kmに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	あり、本案件については問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が
	ないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に
	該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると
	考えま。
	受付番号152号では、譲渡人は農業経営規模縮小から、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約500mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	あり、本案件については問題ないと思われま。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が
	ないと思われま。以上により、農地法第3条第2項の各号に

	<p>該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると 考えます。</p> <p>受付番号153号では、譲渡人は相続で申請地を受けたものの耕作が 難しいことから、譲受人へ贈与を行うものです。申請農地は、いずれ も、譲受人の自宅から、約500mに位置しております。申請の事由 は、農業経営の拡張であり、本案件については問題ないと思われま す。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が ないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に 該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると 考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
事務局	<p>調査委員が欠席のため、受付番号150号について調査報告を代理で 報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。 この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのもの であり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。 また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。 なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消さ れても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続けて、受付番号151号について調査報告を代理で報告いたします。 まず議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのもの であり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。 また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。 なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消さ れても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号152号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。
	また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。
	なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
6 番	受付番号153号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。
	また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。
	なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。
	（起立全員）
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
	ただし、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、受付番号155号と156号についての審議、採決に際しましては、「推進委員」に、
	受付番号157号についての審議、採決に際しましては、「委員」に、受付番号162号についての審議、採決に際しましては、「委員」にそれぞれ退席を求めることとなります。

	<p>それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>説明の前に一点報告がございます。</p>
	<p>受付番号160号、譲渡人： 氏、譲受人： の農地</p>
	<p>改良の案件につきましては、添付書類に不備がございましたため、</p>
	<p>今月の審査は保留とし、翌月以降の審査へと変更といたします。従い</p>
	<p>まして、為ヶ井委員の調査報告もございませんので、よろしくお願</p>
	<p>いします。</p>
	<p>なお、本案件の申請代理人は、近日中に取り下げを行う意向を示し、</p>
	<p>書類が揃い次第、改めて申請する予定であることを申し添えます。</p>
	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
	<p>ご説明いたします。</p>
	<p>154号では、自己用住宅を設けるものです。</p>
	<p>譲受人は、現在、市外で家族3人で暮らしています。今の借家では手狭</p>
	<p>となり、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は</p>
	<p>須影小学校や公民館、また大型ショッピングモールや南羽生駅にも</p>
	<p>近く、利便性が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請する</p>
	<p>ものです。</p>
	<p>農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p>
	<p>155号では、自己用住宅を設けるものです。</p>
	<p>譲受人は市外の実家で生活しておりますが、手狭になったため住宅</p>
	<p>建築を譲渡人である義父に相談したところ、本申請地を提供してもら</p>
	<p>えることになったことから、今回申請するものです。</p>
	<p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に</p>
	<p>近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である</p>
	<p>「第2種農地」と判断しました。</p>
	<p>156号では、建築条件付売買予定地を設けるものです。</p>
	<p>譲受人は、群馬県太田市で平成28年から不動産業を営んでおり</p>
	<p>ます。申請農地は交通の便もよく、都市計画法34条11号区域</p>
	<p>内にもあり住宅敷地として売買しやすい土地と考え、申請する</p>
	<p>ものです。</p>
	<p>農地の区分については、住宅等が連担している区域に</p>
	<p>近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である</p>
	<p>「第2種農地」と判断しました。</p>
	<p>157号では、太陽光発電施設を設けるものです。</p>
	<p>譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、太陽光発電事業を</p>
	<p>行っている法人です。</p>
	<p>申請農地は、周囲環境や立地条件等から日当たりがよく、面積や</p>
	<p>土地形状も良いことから申請するものです。</p>

農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
158号では、駐車場を設けるものです。
譲受人は、今年2月に増築を行ったことに加え、慢性的な駐車場不足解消のために既存の職員駐車場を外来用駐車場に転用する計画ですが、これに伴い職員駐車場が不足することになります。
これに対応するため、本申請地を駐車場として申請するものです。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
159号では、駐車場を設けるものです。
譲受人は、市内で自動車販売の営業所を営んでおりますが営業実績を上げており、営業所の業務改善として新車並びに中古者を展示する駐車場を設けるために本申請地を申請するものです。
農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
161号では、自己用住宅及び道路後退用地を設けるものです。
譲受人は、市外のアパートで生活しております。
手狭になったため、自分達の家を持ちたいと考えていたところ、譲渡人である父から申請地を住宅地として承諾を得られたために今回申請するものです。
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、の例外に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
す。
162号では、倉庫敷の拡張を行うものです。
譲受人は、現在、倉庫業を運営していますが、業務拡大に伴い手狭になったため、今回の申請地で敷地拡張を行うものです。
農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。
第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が倉庫敷の拡張であるため、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、拡張に係る申請地の面積も既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであり、許可相当になるものと思われま
す。
163号では、農地改良による一時転用を行うものです。
譲受人は戸田市に本社を置き、土木業を営んでいる法人です。
申請地の現況の地目は畑ですが、水はけが悪いことや、表土下に玉ねぎベト病菌が滞留しており、病菌が滞留していない層の耕作土を表土にする天地返しを行うものです。
申請農地は、農用地区域（通称：青地）です。原則として不許可相当

	<p>ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設 工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当 し、許可相当になるものと思われます。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。</p> <p>そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
2番	<p>受付番号154号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在市外の借家に住んでおります。子どもが大きくなり、手狭に なってきたため専用住宅の建築を検討しました。親戚が羽生市 に住んでいることから、近辺の市街化区域で探したところ見つか らず、市街化調整区域に広げたところ見つけ申請に及ぶもの です。近隣に住宅も多く、小学校も近く将来何かと便利なところ と考えています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
8番	<p>受付番号155号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在実家に住んでおりますが手狭になったため住宅を建てようと 考えました。土地を所有していないため、義父に相談したところ 本申請地を提供してもらえることとなりました。妻の実家から 適度な距離であり、義父の農業の妨げにもならないため選定し ました。資金に目途も立ったため申請するものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>続けて、受付番号156号について調査報告いたします。まず、 議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>不動産業を行っており、土地の仕入れから売却まで行っており</p>

	<p>ます。縁があり、土地所有者の娘夫婦が家を建築する以外の土地を購入することになりました。交通の便もよく、調整区域でありますが、都市計画法上の縛りも少ないため、住宅用地として売買しやすい土地であると考えております。2区画売りに出したいと、考えております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号157号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は土地形状がよく、パネル配置が効率的に並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。</p> <p>次に誓約書を朗読いたします。</p> <p>太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。設置後の土地の維持管理を徹底します。</p> <p>諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。</p> <p>フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。</p> <p>その他、行政から指導があった際は速やかに従います。</p> <p>続きまして、受付番号158号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当病院は現在地に移転し6年目を迎えます。コロナ禍においては外来患者の落ち込みはありましたが、回復してきております。</p> <p>外来者駐車場においては、特に午前中に集中する傾向があり、苦情を承っております。出入口の有料化で駐車時間の短縮、効率化を図っておりますが、増床もあり、今後も不足が見込まれることから、職員駐車場も外来駐車場として利用する計画です。また、開設当初よりも職員も増えております、このことから、不足する職員駐車場を確保すべく、隣接する土地所有者に協力していただける運びとなり、申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
1番	<p>受付番号159号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>近年、軽自動車の需要が多く、修理販売業務を営む当社の営業実績も好成績な状況です。羽生営業所も同様な実績を上げており営業所からの業務改善として新車並びに中古車を展示する駐車場の新設課題を受け、候補地を探した結果、賃貸借契約で利用できる話がまとまり申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号161号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市外のアパートで生活しておりますが、手狭になったため、専用住宅の建築を検討しました。子どもの世話をしてもらうため、実家の近くで考えており、父に相談したところ承諾を得ることができました。実家のはず向かいであり、将来親の面倒を看たり、子どもの世話をしてもらうのにも都合がよくまた、自然環境もよく、生活するにはとても良い場所と考えております。</p> <p>続きまして、受付番号163号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>水はけの悪い農地を改良して、収穫量を増加させるため、また、表土下50cmに玉ねぎベト病菌が滞留しており、病菌が滞留していない層の耕作土を表土にする天地返しを行うため申請するものです。</p> <p>農地改良に関する誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地改良後は、作付書どおりの作付けを行います。 2. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。 3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いた

	<p>します。</p> <p>4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。</p> <p>5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号162号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、在庫量も増え、やむなく外の場所の倉庫を手配している状況です。しかし、非常に作業効率も悪く、商品の積み下ろし、荷積み作業を太陽光線下で行っている状況であり、雨の日は大底下での作業を強いられます。敷地拡張できれば、当初計画した面積も確保でき、大型トレーラーの転回に困ることもなく、作業効率がアップするものと期待しております。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。</p>
	<p>まずは受付番号155号、156号、157号、162号を除く案件について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
9番	<p>154号では、譲受人の住所が横浜市になっていて、自己用住宅ですが、横浜市から羽生市への移住ということで間違いはないでしょうか。</p>
事務局	<p>間違いありません。譲受人夫婦の親戚が羽生市住んでいるということで、親戚同士の付き合いも含めて、市内に移住するという計画になっています。</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号155号、156号、157号、162号を除く案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号155号、156号、157号、162号を除く案件の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>

続きまして、受付番号155号、156号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、推進委員の退席をお願いします。

(推進委員 退席)

それでは受付番号155号、156号について、ご質疑・ご発言を願います。

(発言なし)

特に発言もないようですので、採決に移ります。

ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号155号、156号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号155号、156号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。

それでは、推進委員の入室をお願いします。

(推進委員 入室)

続きまして、受付番号157号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、委員の退席をお願いします。

(委員 退席)

それでは受付番号157号について、ご質疑・ご発言を願います。

(発言なし)

特に発言もないようですので、採決に移ります。

ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号157号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号157号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。

それでは、委員の入室をお願いします。

(委員 入室)

続きまして、受付番号162号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、委員の退席をお願いします。

(委員 退席)

それでは受付番号162号について、ご質疑・ご発言を願います。

(発言なし)

	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号162号については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号162号の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	それでは、委員の入室をお願いします。
	(委員 入室)
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 羽生市農業委員会が保有する死者情報の開示請求に関する取扱規定についてを議題といたします。
	事務局からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 羽生市農業委員会が保有する死者情報の開示請求に関する取扱規程についてご説明いたします。
	これは、従来市の条例で保護していた個人情報のルールですが、個人情報保護法の改正により、「個人情報」は「生存する個人に関する情報」と定義され、これまで本市の条例で対応していた「死者に関する情報」の開示請求ができなくなることから、これに対応するため、保有死者情報の開示請求に関する取扱規則を制定するものです。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
10番	農地の所有者にも絡むのでしょうか。
事務局	それも入っている。土地の情報以外に関して、開示できない部分もあるかもしれないが、生存している人の情報だけでなく、亡くなっている人の情報についても、この規定で開示できるようになります。
10番	条例で駄目なものも取扱で大丈夫になるものなののでしょうか。
事務局	この取扱規定と同じものが市にもあるが、市の条例には農業委員会が取り扱う情報は含まれず、あくまで羽生市長が持っている情報のみが対象となっている。そのため、この取扱規定を設けることで、農業委員会の持つ情報に関しても市と同様に対応することができるようになるものです。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 羽生市農業委員会が保有する死者情報の開示請求に関する取扱規定について認めることとして決定したいと思いますが、賛成の委員は「挙手」願います。

	(挙手全員)
(議案第3号)	挙手全員でありますので、議案第3号 羽生市農業委員会が保有する死者情報の開示請求に関する取扱規定については、決定いたします。
	引き続き、議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規定についてを議題いたします。
	事務局からの説明をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程についてご説明いたします。
	これは、個人情報保護法第66条第1項の規程により、各自治体は個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされているため、個人情報の管理に関する規程を追加し改正するものです。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
議長	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第4号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程について改正することを認めることとして決定したいと思います。賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 羽生市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程について決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第3条第1項第14号の2の規定による届出書
	についてでございますが、表示の農地は、遊休農地でした。
	権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	国の遊休農地解消緊急対策事業を活用するために、埼玉県農林公社が事業主体となり、耕作者へ貸し付ける前に、地権者と権利設定をおこない、公社が借受け、遊休農地を解消するものです。
	解消された当該農地は、4月から、公社から耕作者へ貸付けされます。
	報告事項2 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、農地改良の面積が1,000㎡未満で、工事期間も1ヶ月以内の農地改良に

	<p>については、市への届出となっております。</p> <p>所在地は、村君にある日清ヨークの工場の東にセントグレースガーデンという墓地があり、その墓地から高速側道沿いを約400m南へ進んだところに位置する農地です。申請事由についてですが、畑として利用するため、今回農地改良を行いました。農地改良後については、野菜を作付けするとのことでした。</p> <p>報告事項3 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。</p> <p>住宅敷1件ございました。</p> <p>報告事項4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。</p> <p>住宅敷15件ございました。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。9件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました2月分でございます。</p> <p>4条が1件、5条が4件ございました。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p> <p>① 4月の農業委員会定例会について</p> <p>② 農地相談会について</p>
農政課	<p>地域計画の説明を致します</p> <p>羽生市は現在地域計画の策定に取り組んでいる。</p> <p>人農地プランが法定化されて、地域計画になった。</p> <p>市内にある農地についての計画書。誰が耕作するのか、そこで何を作付けするのか、規模拡大したい人が何人いるのかを地域で話し合って作り上げる計画書。</p> <p>いくつかの地域では話し合いやアンケート調査が行われている。</p> <p>市内第1号として尾崎地区の基盤整備事業を実施した地区で策定した。</p> <p>地区の状況、現状課題、農業将来のあり方を定める。</p> <p>現在誰がやっているのか、10年後誰がやるのかを示している地図で人ごとに色で分けている。</p> <p>地域内で今後続けていく人、やめていく人、規模縮小、拡大していく人は誰なのか、その地域の今とこれからを把握できる</p> <p>把握することで、次の世代に確実に農地を引き継ぎ、耕作放棄地をなくす、発生させないことにつながる。。来年度は本格化し、多くの地域で策定することになる。</p>

	以上であります。
議長	以上で、農政課からの説明が終わりました。
	ただいまの説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
委員	圃場整備したところの地域計画ですか。
農政課	羽生内すべてで地域計画を作っていく。まずは基盤整備したところが
	中心。
	(発言なし)
議長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 4月 22日

会 長 _____
署名委員 _____
署名委員 _____